

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成29年第1回久山町議会定例会)

平成29年3月16日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 事件の訂正の件について

日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第3 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第4 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第5 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第5号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について

(29久山町条例第1号)

日程第7 議案第6号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について (29久山町条例第2号)

日程第8 議案第7号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て (29久山町条例第3号)

日程第9 議案第8号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例について (29久山町条例第4号)

日程第10 議案第9号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例について (29久山町条例第5号)

日程第11 議案第10号 猪野ダム関連整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止す  
る条例について (29久山町条例第6号)

日程第12 議案第11号 久山町空家等対策協議会設置条例の制定について

(29久山町条例第7号)

日程第13 議案第12号 久保橋上部工架設工事請負契約の変更について

日程第14 議案第13号 平成28年度久山町一般会計補正予算 (第6号)

日程第15 議案第14号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

日程第16 議案第15号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

日程第17 議案第16号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第18 議案第17号 平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第4号)

日程第19 議案第18号 平成28年度久山町水道事業会計補正予算 (第4号)

日程第20 議案第19号 平成29年度久山町一般会計予算

- 日程第21 議案第20号 平成29年度久山町国民健康保険特別会計予算  
日程第22 議案第21号 平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第23 議案第22号 平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算  
日程第24 議案第23号 平成29年度久山町下水道事業特別会計予算  
日程第25 議案第24号 平成29年度久山町水道事業会計予算  
日程第26 議案第25号 指定管理者の指定について  
日程第27 議案第26号 指定管理者の指定について  
日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査  
日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	只松秀喜
5番	阿部賢一	6番	城戸利廣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

3番	阿部文俊	4番	只松秀喜
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安部雅明
教育課長	松原哲二	教育課付課長	久芳義則
田園都市課長	實淵孝則	税務課長	川上克彦
健康福祉課長	物袋由美子	上下水道課長	國寄和幸
町民生活課長	森裕子	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	矢山良寛		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	山本恵理子
総務課係長	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 事件の訂正の件について

○議長（木下康一君） 日程第1、事件の訂正の件についてを議題といたします。

3月2日に町長から議案として提出されていた議案第1号専決処分の承認について、3月9日付をもって訂正したい旨の申し入れがありました。

ここで訂正の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議長のお許しをいただきましたので、議会の皆様におわびと訂正を申し上げます。

貴重な時間をいただき、大変申しわけございません。

本議会に既に御提案しています議案の訂正についてお願いを申し上げます。

一旦本会議において提案した議案に関して単純なミス等により本文の修正をするということは、本来あってはならない事件であると私も強く感じております。議会の皆様に対し深くおわび申し上げまして、今後このようなことがないように厳しく精査した上で御提案をしまいたいと考えております。

件名は、議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案書でございます。3月2日の本会議において提出いたしました本事件案を別紙のとおり訂正したいので、久山町議会会議規則第20条の規定により請求するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（木下康一君） 総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 議員の皆様方には大変御迷惑をおかけし申しわけなく思っております。今後はこのようなミスを繰り返さないように十分気をつけますので、よろしく願いいたします。

それでは、訂正内容について御説明をさせていただきます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについての本文中、専決処分事項1、久山町税条例等の一部を改正する条例（28久山町条例第13号）に久山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（28久山町条例第14号）の3行の削除をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号専決処分の承認についての訂正の件を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、事件の訂正の件は許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第5号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第5号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第5号久山町職員定数条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第6号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第6号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第6号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第7号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第7号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第8号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第8号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第8号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第9号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第9号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第10号 猪野ダム関連整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第10号猪野ダム関連整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第10号猪野ダム関連整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第11号 久山町空家等対策協議会設置条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第11号久山町空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第11号久山町空家等対策協議会設置条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第12号 久保橋上部工架設工事請負契約の変更について

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第12号久保橋上部工架設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第12号久保橋上部工架設工事請負契約の変更について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第13号 平成28年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第13号平成28年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第13号平成28年度久山町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第14号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第14号平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第14号平成28年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第15号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第15号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第15号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第16号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第16号平成28年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第17号 平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（木下康一君） 日程第18、議案第17号平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第17号平成28年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第18号 平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（木下康一君） 日程第19、議案第18号平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第18号平成28年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第19号 平成29年度久山町一般会計予算

○議長（木下康一君） 日程第20、議案第19号平成29年度久山町一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） ページ48ページ、第2款の関係でございますが、総務管理費、魅力づくり推進費のオリーブ栽培事業1,961万7,000円について御質問をいたします。このオリーブ事業は、平成23年度に草場地区に、草場オリーブ栽培試験場として試験栽培が開始されました。28年度まで2万2,194平米に1,177本が現在植栽されております。これまでの事業関係の費用が1,960万円の今投資をされているところでございます。その中で今年29年度は1,961万円でございます。今回、第3次総合計画後期基本計画での観光振興による交流拡大、観光交流の環境整備政策でオリーブ栽培事業の拡大に伴い、観光農園としての環境整備を進めますとあります。今回、上山田、原山地区へは27年度に造成をし、28年度に植栽されております。いよいよ本格的に観光農園として、原山に今回1,961万円が投資されるということで考えておりましたが、説明の中では現在の草場の試験農園の隣接したところに、整地されたところの約1万平米に対して今回計画されております。どうして草場地区からこの原山地区への変更ということになりましたか質問をいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） オリーブの栽培についてお答えいたします。

オリーブ事業については、今議員がおっしゃったように平成23年から試験栽培ということでいろいろ草場のほうでやってまいりました。結果、今年5年ですかね、5年ほどたったんですけれども、本町の気候の中でもきちっとオリーブが実をつけるということは大体実証できました。ただ、試験場については非常にそのままの土地を使用したということもあって、非常に土質的には余り本来の土質ではないような気もいたします。実際そうじゃないかなと思っています。オリーブというのは非常に水はけとか、そういうものが非常に必要な植物でありまして、そういうことでこれからも考えていこうと思ってるんですけども、オリーブ協会から2,000本の苗を頂戴いたしましたので、全体で2,200本ぐらいですかね、2,060本ぐらいあるんですけれども、これを早急に定着させないかんということで、今議員がおっしゃったように一番最初に考えたのは、石切、原山地区の特に斜面側の南向きの斜面のところのいろいろ土壌調査もやりました。そして、南向き斜面であるということもあるし、栽培を今28年度やったところでございます。ただ、思った以上に非常にあの斜面というのは勾配がきついということが一つ、それから石切の開発計画をして以後、ミカン廃園になって数十年たってるということもあって、非常に木が大きくなってるので、その抜根からやったわけですけども、幸い町有地でやっていますので、土地の取得費等は要らなかったんですけど、今後一般の方の土地を拡大してくると用地買収費から抜根、そしてちょっと勾配がきついので、これはある程度土をならさないと、管理していく場合において非常に今シルバーあたりにもお願いしてるんですけど、とても作業として無理があるということがわかってまいりましたので、ただ一方では、もういただいた2,000本の苗というのは今ハウスの中で管理してますけれども、早く土のほうに植えつけをしなくてはならないという状況もありますので、今現在、原山に民有地を買収して、あるいは造成してやっていくにしては、非常に事業投資が大きくなるということが考えられます。ですから、あそこを今言われたように、将来的には僕はもうあの斜面というのは、あそこの石切開発を大型開発をやったとしてもあの斜面は利用できませんので、有効な活用としては、ああいうオリーブあたりを植えていくということは、これは私も思っておりますけど、ただ、今、協会からいただいた2,000本の苗を早急に植えつけていこうとすると、かなりの面積が、大体1本と1本の間に4メートルとか5メートルあけなくてはなりませんので、今までの実績の中でも1,100本ほど植栽してるんですけど、面積が約2万2,000平米ほど使っておりますので、そうするとちょっと今の時期では、ちょっと事業投資をかけてまでやれないなというのがまず第1点。

それから、それがありまして、とにかく将来的には2,000本だけやなくてももっともっと増やして久山町にオリーブという健康ブランドの事業というのを進めていきたいと思っておりますけども、今回はまずその2,000本を早く定着させたいということもありますので、今現在の草場の土地の隣接地に1万ほどの町有地がございますので、ここをこの協会からいただいたオリーブについては、ここに移植をしたいと考えております。そういう経緯でございます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、草場地区のほうの斜面がきついか、いろいろ話もございましたが、草場地区、草場地区、失礼しました。原山地区のほうでも、最初に安易的に町有地ということで、原山の中でも一番勾配のきつい、また条件の余りよくないところが対象にされております。全体的に原山から不動寺にかけてが昔のミカン園でございます。今の町有地のところは、その一番端でございます。そういうことで、また町長が言われました大きい木に、時間がたって大きい木になったと、それは今まで久山町としてもいろんな形であそこを何らかの形で開発していこう、また活用していこうということが遅れてきたこともあるわけでございます。大きくなったからといって、このまま置いておくと、また大きくなるわけですね。やっぱり何らかの形で入らないけないし、また原山に隣接して新幹線も通っておりますので、あそこにオリーブを植えて、そしてそれが久山町のアピールになりますし、また久山町を知ってもらうという形の観光農園になるんじゃないかならうかと思っております。面積的に広い面積がございます。ですから、それを活用していただきたいということと、今ある草場地区の試験場が大体、整地された土地に試験的に植えられております。ですから、どうしてもじるいんですよね。ですから、今の生育もなかなか実は成りよりますけども、通常よりもまだまだ小さいということと、もう一つは今オリーブ協会からいただいております2,000本についても今ポット苗でございます。ですから、ある程度大きくするという必要ではなからうかと思っております。そのためには今のビニールハウスを少し拡張して仮設的にもして、そこです。そしてもう今は23年から試験運営をしておりますので、もう6年目になるわけです。6年目の間で基本計画、基本構想を練って災害計画から観光農園という形のいろんな形が、まずは作っていただいて、今年早く植えないかんけん、ここにしよう、ここにしようということでは、ないんじゃないかならうかと思っております。特に草場地区においては、今現在整地されております。ですから、水はけも余りよくない。土壌もよくない。その中の1万平米ぐらいの平地を活用するということで、草場地区から石切にかけての土地利用計画がまだ示されておられません。その中で町有地だからということをあえて言うことは考えられないということで思いますが、町長とし

ては、このオリーブ事業を今後どういう形で進めていくか、基本計画とかいろいろな形を位置を定めて、そのときそのときの予算によって位置が変わるのでは、いかんじゃなからうかと思うとです。今回は1,900万円までかけてきて、今年その同じ金額の1,900万円を投資するわけです。ですから、そういう形をもって安易に草場ということでは、おかしいんじゃないかと思うので、再度町長にお尋ねいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 思いつき思いつきということじゃないので。オリーブというのは、今年7年目ということ、オリーブは大体もう7、8年しないと収穫ができない、正確には一番いいのは10年ぐらいたつとそういう収穫が安定するということを言われてますけども、事業化するためには7、8年の間は投資していかないかん。今試験的にやった中で実は5年物と3年物を5年前に植えました。そしたら、5年物は、もうはっきり言って見た目に違うぐらいきちっと成長して実もたくさんつけます。だけど、3年物の苗は、じゃそれから5年たったから5年物、5年買ってきたときの5年みたいなるかといったら、そこまではならない。それは土壌の問題だと思うんですよね。だから、確かにあそこについては町としても専門的に、協会からは、いろいろ来てもらってしてましたけれども、これまで6年間やってきてわかったのは土壌も大事、気候は大丈夫だということはわかりました。だから、あとは土壌とか植えるところの排水とかの条件をきちっと整ってきちっと収穫量を確認していく必要があるなと私は思っています。それで、まずは、いただいた2,000本がありますので、これをきちっとしたそういう条件のもとで早く栽培をしていきたいなど。そのときに今の試験場のところにもう既にオリーブをしてますので、仮のオリーブ園を造ってるんですけど、その隣接地に町のそういう埋立地がありますので、ここを活用したい。というのは、構想としては、あれからずっと猪野ダム残土捨て場のエリアまでは、もう議会でもちょっとお話ししてるかもしれませんが、町内の企業さんに企業誘致として用地を譲渡するようにしています。そこの利用がビレッジ構想ですから、いろんな構造的なこともあるかもしれませんが、農園を造ったり、販売所を造ったり、あるいは美術館を造ったり、体験施設を造ったりという、一つの観光集客的なビレッジ構想ですから、それとつながるエリアになりますので、むしろ私はあそこオリーブ園を今の試験地を拡大してオリーブ園にすると、その土地利用の構想としては、ばっちり私は合うなと思っています。今さらあそこに、こういう建物とかするのは、また企業との事業とのイメージも全く違うもんだから、むしろ町も一緒にあそこにオリーブ園、平地にして、あそこについては私はそういう平地のところオリーブが育ったならば子供たちの教育の現場にもしたいし、町民の方のそういう活用の場にもしたい。石切は石切で、僕は将来的には哲議員が言



われたように新幹線からすぐ見える沿線ですから、あそこは一带にオリーブの花が咲く景色というのを作りたいと思っています。

もう一つは、ですけれども、今原山を用地購入して道を入れて造成して、そりゃいろいろあそこの地権者とかかわりはあるから、町としてもそこに手をつけたいのは山々ですけど、今はその時期じゃないと私は思っています。今、大型開発の話がいろいろ来てますけれども、できればあそこの石切、藤河あたりの山を大体標高80ぐらいの高さで、企業団地を造るときには、大体今まで出てる計画というのは標高80ぐらいのところであると大きなフラットの団地ができるという、そのときにできれば私は重機が入ったときに、その斜面あたりも土を全部入れてもらって、ある程度なだらかにやって、それから僕は植えていくのが一番効率的だなと思ってるんですよ。だから、今の状態の中で無理にあそこを先にオリーブ園にすると、これは要はもうお金の問題なんですね。そこまでかけてやる投資を今やるかと。オリーブというのは、どちらかという息の長い僕は事業だと思ってるんですよ。だから、ばたばたやるんじゃないで、まずは協会からいただいている苗については一番作業がしやすい、また用地も町有地ですから、そこで土壤改良と排水ときちっとやって、そして今年予算の中には、1,900万円の中には実は人件費が入っています。これは、もうオリーブを育てる専属の職員を2人つけるように、の予算を上げさせてもらっています。ですから、今、オリーブ協会のメンバーの人を1人お願いしてる、もう一人そういう人をつけて、今まではシルバーに任せていたんですけども、きちっと専門知識を持った人をつけて本当の試験をやってみて町としても、このオリーブはもう進めるんだということを決めましたので、これからその事業に向けて進んでいく形になりますので、今までの試験栽培と違って植える場所もきちっと整備して、また管理についてもきちっと人材を配置して、本当の意味での事業化に私は取り組んでいきたいなと思っています。ただ、哲議員がお尋ねの原山については、今回はこの2,000本については、まずは草場、この地に植えさせていただきたいと思っています。原山も、もうオリーブ園から外したわけでは決してない。ただ、これについて、これからまた苗を購入していかないけないわけですけども、苗も3年物でもう4,000円ぐらいするんですよ、1本が。これをまた購入してまたやっていくということになるんですけども、今回は無料でもらったから、だから今合わせまして今そこのユーワークのところの中のハウスの中で、特殊な鉢によって小さな枝の挿し木でオリーブの苗が栽培できる実験を1年間やってきました。これはたまたま町内にそういう挿し木での苗作りを作る、特殊な特許を取った鉢を開発されてる方が町内におられましたので、その方が久山町がオリーブを栽培、試験的にやろうとされてるということで、一緒に私も協力しますということを言ってくれましたので、その実験を1年間やっ

てみたら、大体今2割ぐらいの活着率だったんですね、試行錯誤で。だから、その方が言われるのは、もうこれやったら大体7、8割ぐらいの成功は、できますよという今話をしていますので、もう一年それをやって、そうすると今町が持っているオリーブ園の枝を挿し木すれば大体もう数百円しますかね、安い100円、200円で販売しようと思ったらできる。今なかなかそれが見つからないらしいですよ。だから、1本当たり3,000円から4,000円、苗がするんですから、これを町でそういう苗木事業として確立ができれば、私はそれを使ってもいいし、もう一つは全町民の方に希望される方は、それを安く私は渡していけばいい。だから、両面でオリーブ事業というのをしていきたいと思っています。もともとオリーブをする目的は、久山町の農業をオリーブに頼るんじゃなくて、久山町健康という住民の健康増進にオリーブを活用する、あるいは久山町のブランド事業としてオリーブを活用した新しい6次化産業、商品開発を、特産品なんですね、それを進めるために、まずは町でやりたいなということで考えていますので、そのためには先ほど言いましたようにオリーブというのは作ってすぐ収穫ができるもんじゃないから、時間をかけてやっていく必要がありますので、当面はできるだけ事業投資を抑える形でさせていただきたいなと、そういう思いでございます。だから、オリーブ園が原山をやめたんじゃないで、まずは2,000本については、一番そういう経費的、それから管理もしやすい、しかも今の試験場に近くにある町有地を使っていきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長が3項目ぐらい説明をされましたけど、まずは1点は草場地区のいろんな活用の話をされました。しかし、それはまだ私たちには知らされていないことです。またそうだろうと思います。ですから、今あるのは、町長の頭の中で何とかビレッジ構想とか、いろいろの中でうわさでは聞いております。しかし、それはあの草場地区から石切にかけてのいろいろな構想は町長の頭の中であそこはこうしたい、あそこはこうしたい、そういう中で、ああ、あそこにオリーブを植えてとってもいいかなという感じの中で言われてもわかりません、現実。ですから、それは表に出てない話ですから、まずはそういう形でこういう構想があるんだということをまずは示していただきたい。その中でここにオリーブを植えるということであれば、それはそれでまた検討することができます。

それからもう一点は、オリーブそのものがオリーブを育てるだけの話が今来てると思うとです。ですから、今回の総合計画の後期計画の中でも生活指標とか、そういうのがオリーブの実がなるのが今2キロですけれども、33年に660キロにしますとか、活動をしようとして栽培地の面積が今現在2万2,000平米が5万1,000平米まで広がりますよということだけの指標なんです。ですから、この中にはオリーブ事業を中心とした特産品の開発、生産団

体の参加促進というのが一番にあるわけですね。そうした場合に、じゃそういう参加団体が幾つになるかということも出てこないかんちやなかろうかと思うんですね。

それからもう一つは、住民の健康増進という形でのオリーブですから、そのオリーブの活用の戦略、それから町内への景観植物という形のオリーブを町長は安く町民にしておうと、そういう中でも全然表に出てないんですよ。ですから、基本計画、基本構想は、まずは持ってきて出してくださいということです。ですから、町長の頭の中で、あっ、ここがいいと、これは将来こういう形を考えてるという中で、ここに持っていきこうでは私たちにはそこが見えないところになります。ですから、原山も観光農園として将来は考えるよということも全然説明の中では出てこんわけですよ。ですから、そういう中で、そしてまた予算がないなかという、予算がないところで何で1,900万円が投資するかとなるわけですからね。5年間で1,900万円使って、今年またそれを同じ金額ぐらいが投資するんです。ですから、ある程度そういうはっきり説明された中での投資という形が普通じゃなかろうかと思っているんです。ですから、早くオリーブを当面植えとかないかんということであれば、仮のハウスでも当面試験場の横でも上でもいいわけですから、そういう土地利用がはっきり説明された中で計画をしていただきたいと、そういうことで、まずはもう6年目になりますので、早く基本計画を作成していただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の活性化ですかね、地方創生の、加速化交付金の中でそういう民間委託もしてオリーブの市場調査とか商品開発の可能性あたりもちよっと今やっています。今、哲議員がおっしゃる基本計画というのは、一つは土地利用のエリアというか、この辺、こういう一帯でのオリーブ計画ということですから、これはもちろん当然今回変更をしていますので、作っていきたいと思っています。

それから、6年たったからということなんですけど、成長が非常に遅いから、時間、年数というのは、どうしてもかかるんですよ。それと、最初から私が申し上げてるようにオリーブ事業というのは先に投資せないかん。そして、実際事業化してそれを回収していくような事業になります。だから、計画はちゃんと作っておりますので、何年後からについては、こういう収支の関係を考えると、これは作って試算はしてますけれども、あとは今度は実態とずれていくかもしれませんから、それをできるだけ誤差がないように今から進めていくわけですから、これまで取りかかった、今度これだからという、これはもう事業投資はこれからも出ていきます。だけど、それを例えば20年なら20年でこうなりますよということは、当然事業を進める上では作った上で、やっていかないかんわけですから、だから今は事業の投資しか出てきません、ずっと、しばらくですね。これはもうそこ

は理解してもらおうとかんと、このオリーブ事業というのは絶対僕はできないと思っております。もう一つは、産業目的だけ、収益目的だけじゃなくて、言っていますように久山町がこれから地方創生、何で加速化交付金で認められたかといえ、これが久山町のまちづくりに合ってるから国は認めてくれたんだろうと、私はそう思っていますので、久山町のブランド、健康の町のブランドを大きく引っ張る、あるいは魅力を高める事業としてやっていくわけですから、もう一つはそういう形での遠い先を見ていただいてこの事業を議員の皆様も応援していただきたいなと思っています。ただ、今は、模索しながらの形ですので、今回もちょっと原山を草場のほうに持ってきていますけれども、哲議員がおっしゃったように、その場その場で場所を変えていくというのは、町民から見ると何か計画性のないものに見えると思いますので、その辺はきちっと将来のオリーブの栽培をどのようなエリアで、どのような形でやっていくかということと、どのような活用をしていくか、観光農園としてやっていくのか、あるいは商品開発については、いつの時点でなっていくかとか、そういう基本的な計画は本年度進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 私は、まず28ページの16款財産収入、1目財産貸付収入の中の共同乾燥調整施設及び育苗施設用地貸付収入についてお伺いをいたします。今後この建物等については、農協では現在使用していないので、取り壊す方向で検討しているということで聞いております。今日現在、久山町は法人設立に向けて取り組んでおられます。今後設立されれば大型農業機械等の収納庫等必要となります。今後建物等町で管理できるように協議する考えはないか、まずお聞かせいただきたいと思います。

次に、88ページ、89ページの農業振興費、農地費の中で。

○議長（木下康一君） 松本議員、もうちょっとゆっくり、28ページの次のページ、ゆっくり。

○9番（松本世頭君） 88、89ページの農業振興費、農地費の中に農地施設整備2,552万3,000円があります、計上されております。久山町の区画整理されている農地、ほとんどが排水不良で、昨年秋からの長雨で耕起もできない状況でございます。先ほど申しましたように法人化等設置の方向で進んでおられる現在、稲だけでなく麦、野菜も含めて栽培可能な農地整備について今後どのような考え方を取り組んでおられるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

次に、農業振興費の中の青年就農給付金4,500万円について、取組みについて上げてありますけれども、その内容について説明を伺いたいと思います。

- 議長（木下康一君） 松本議員、青年就農金、450万円がいいんですかね。
- 9番（松本世頭君） 4,500、450万円。
- 議長（木下康一君） 450万円です。
- 9番（松本世頭君） 450万円ですね。
- 議長（木下康一君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） 粕屋農協。

（9番松本世頭君「はい、そうです」と呼ぶ）

その利用については、ちょっとまだ今農協に私のとこ、町は貸してますので、農協からまたそういう打診がないことには、ちょっとまだ全然今のところは考えていません。今はまだ農協が使うということで借りてありますので、農協からそういうお話があれば、ちょっと町としても検討する必要があると思いますけど、今現在で何も町のほうには、あってませんので。

それから、土地改良といいますが、大体土地改良しとるところは全部排水も全部考えながらやっていますので、どうしても何か何らかの原因で悪いところについては、猪野地区なんかと上山田のところはやりましたけど、今、松本議員がおっしゃった今動いている農業者の中でのそういう農業法人化によって農地の集約あるいはそれによって将来、水田をやるどころと、あるいは畑として使うところとか、いろんなことが出てくると思いますよね。そういう中で排水とかというのが必要ならば、当然圃場整備というのも事業も出てくるんじゃないかなと思っていますので、今の段階でどこを土地改良とか排水とかというのは、ちょっと何も考えてない状況です。それはそういう農地の集約化して、どうしても、もう僕は団地化せんとこれからは、できないだろうと思うんですね、農業法人ができた場合。もうこのエリアは水田として活用していこう、このエリアは畑として使っていく、そういうハウスとかそういう施設用地としていこうという、そういう恐らく団地化をしていかなとなかなか農業法人もやれないんじゃないかなと思っています。そういう中で畑地とするところは当然排水問題も出てくるだろうし、出てくると思いますので、そういう面を行政としてサポートしていきたいなと思っています。

それから、最後の点については、ちょっと担当課長から説明させます。

- 議長（木下康一君） 田園都市課長。
- 田園都市課長（實淵孝則君） 農業振興費の青年就農給付金のお尋ねでございますけれども、28年度実績で申しますと1名の方がこの給付金の補助関係の事業を使ったものでございます。今回29年度につきましては3名で予定しております。現在、そういった問い合わせ等が町のほうも来ておりますので、この国、県の補助を使った青年の就農関係の経済的

な支援あるいは農業関係の知識の習得あたりのぶんで1人当たり最大150万円ということで予算化をさせていただいています。

以上です。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 建物の件ですが、もし、私もちょっと聞いてます、もしお話があったら、ぜひ前向きに、立派な建物でございます、壊すのはもったいない建物でございますので、大型機械等の収納庫に活用していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほど申しました農地の関係でございますけれども、例えば農地も農振区域とかいろいろありますね、せんもんでも一括整理やった。例えば、僕らの田のところという浦田地区、下山田の浦田地区、立派な農地でございますけれども、先ほど申しましたように昨年の長雨、8月、9月10日まで天気が40、50日雨が降らんでから、りっぱなあれやったんですけど、それ以降、稲刈りと同時に雨になりましてまだ田んぼもすけない、やっとここ2、3日の天候で田んぼがすけた状況でございます。おかげで年内に、本来なら年内に田んぼをすくことによってジャンボタニシ等を激減させることもできるんですけども、結局田んぼの中で結局、湿気がありますよね。ジャンボタニシも増殖していく、越冬していったら、今度もう5月の半ばには田植えをする。田植えと同時にまたジャンボタニシが活躍する。非常に稲作りにもちょっと問題があるわけでございますので、町長言われるように、僕は限定してここは野菜を、ここは水稻、水稻にしても、そういうジャンボタニシ自然との戦いでございますので、必要以上に田んぼが、じゅるければもちろんその農地の地権者との協議もありましょうけれども、ぜひ排水設備を再度やり直していただきたいと思っております。

青年就農給付金については、29年度は3名ということでございますので、28年度1名、29年度は3名ということでございますので、数多くそういう青年就農者が増えてくるという事はいいことでございますので、そのためにも農地の活用は必要でございますので、ぜひそれとあわせて整備に取り組んでいただきたいと思っております。ちょっと再度町長の考えを。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農地は、長雨とか続けば当然じゅるくなりますよね。だから、これはもう区域によって従来から水はけの悪いところ、いいところとある、そういう中で土地改良あたりを全部やって排水とかもやってきてるわけですから、それでも悪いということになると、皆さんがそういう自己負担とか当然出ると思っていますので、そういう中でやってほ

しいということであれば、町のほうも協力はできると思います。例えば猪野あたりみたいな鉱害復旧という形でやったところが一部完璧じゃなかったとかということであれば、そういう形で何らかの助成金があつたりしますけれども、通常のところでもう土地改良して年数ももちろん経ってますので、それをやろうということになると、これはもう単費になると思いますから、それを全部町でというわけには、ちょっといけないんじゃないかなと思いますからね。通常の土地改良したときも受益者負担というのをいただきながらやっていきますので、何か特別な事情とか何か、これはまた話を聞いてみないとわかりませんので、長雨で水がたまつたんじゃ、ちょっとあれですよ、もう常に水がそこに水が引かないとか、そういうところであればある程度考慮していかないかんかなと思ってますけど、それは個別にまた担当部署に協議していただきたいなと思ってます。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 長雨で田んぼが、じゅるいというわけじゃないんですよ。やっぱり年数を踏んだ段階でパイプ入れてますよね。大型重機等も入りますと、しゃげるんですよ、しゃげるけん、そこが詰まって、結局排水がきかなくなるということでございますので、年数とともになっていくわけでございます。その地区においては、最悪は伏谷埋め立てたときに、搬入路を造るときに一緒になってやっておりますので、またそのことについては、そういうことも含めて町も一緒になって地権者と一緒になって、いい方向で検討していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下康一君） 次に、有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私はページ5ページ、20款の5項、貸付金元利収入ですね、それについてお尋ねしたいと思います。

ちょっとよろしいですか。再三第2委員会からいろいろ議論してまいりました。貸付金元利収入歳入1億円については、貸付金回収に対する熱意を感じ、理解はできます。貸付金のさらなる出資がなくてよかったと思っております。今後は貸付金回収については貸付金規則に沿ってやるべきと考えますが、その点町長の考えをお聞かせください。

（町長久芳菊司君「区画整理のところ」と呼ぶ）

そうですね、5ページの今言いました貸付金元利収入で1億円上げてありますよね。これは区画整理のあれだろうと思って、ちょっとお尋ねしよるんですが。

（町長久芳菊司君「もう1回、お願いします」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） もう一度お願いします。

○1番（有田行彦君） 貸付金元利収入歳入1億円については、貸付金回収に対する熱意を感じ理解ができます。ここへ上げてあるあれですね。貸付金のさらなる出資がなくてよかつ

たなと思っております。貸付金回収については貸付金規則に沿って今後対応していくべきだと思いますが、町長はどういうふうに考えておられるか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう規則に沿って回収をしてまいりたいと。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ぜひひとつそのように沿ってやっていただきたい。

それと、さきの全員協議会るとき町有地を保留地にすると提案されました。今後も町有地を保留地に転換すること考えているのか、また処分した町有地については貸付金規則17条に沿って貸付金に充てるべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町有地を保留地とかという言い方じゃなくて、そういう言い方したと思いますけれども、全員協議会るときにちょっと言いましたように、今現在まだ仮換地なんですよね、仮定の、その中で仮換地の内容を変更を組合のほうからしてるので、今最終的に、またお願いしますということを行ったんですけど、ですからこれとこれをというんじゃないくて、換地の仮換地の案をした結果、今おっしゃったような前は町が受けてた仮換地の土地が今度は場所が組合と入れかわったりとかという形になったと思うんですよね。だから、その中で最終的な案を御提案しましたけれども、最終的な案の中での保留地の土地がその貸付金の返還のための財源となる土地、それともう一つは残りの工事費の財源となる土地になっていますので、組合が今度仮換地の指定を受けたところの保留地を処分、売った金は全部もう、全部といいますか、1億円分をきちっとその中から財源として充てるという、そういうことになります。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 全協までの間、いろいろと二転三転した経緯があります。正直言いますと明瞭でないというような感じがしましたので、今後はひとつそういう仮換地云々かんぬんもありましょうけど、町もやっていかなくちゃいけないという問題をおっしゃったから、そうなる今度はその土地を売られたら、わかりやすいものに使ったと、特にこの貸付金を返す分に使ったというふうにしてもらいたいということを強く言いたいです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 最終案を大体御提示して御了解いただきましたので、今言われたように処分が完了したときには、貸付金にはこれを充てたということ、この土地の処分はこれということは明確にわかるように報告させたいと思っています。



○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） ちょっと町長にお尋ねしたいとですけど、今言われた1億円の返済金のことですけど、30年、約束では最終が30年3月、最初が29年9月、5,000万円という金額になつとるとですけど、この1億円を上げてこられて、まずは第2委員会でもいろんな議論がされよつたとですけど、何で1億円かいなというようなことが今の説明も聞きよるとですけど、そこを充てて収束に向かうというようなことを言われよるとぼつてんが、まずは私たちが第2委員会で取り組んで勉強してきたのは、本当に組合がどういうふうな状態かというようなことは、これは町として今まで長年かかってきて、その経過報告、いわゆる進捗状況とか会計検査の報告とかは約束事で、年次ごとの報告はあつたのかなというふうなことを町として自分たちの立場からして町が、どういうふうな立場で調査、発注側の報告を受けよつたかなというふうなことが、私は大事なことじゃなかつたかなと思つて言うたときに、担当課長は、もう一生懸命、今組合のほうに努力して保留地を売るような努力をしますよというふうな、私が初めて第2委員会でこの問題に取りかかつたときに、そういうふうなことを言われて、組合員さんが一生懸命努力しよりますよというふうな、ここへ来てあたかも返済のことを一生懸命。課長かなんかの説明も価格が、評価価格が上がつたですよというふうなことで、こういうふうな状況になつて土地の交換もせないかんですよというふうなこと、説明は受けました。けど今まで、町長にもこの間言いましたように組合からの報告は受けよつたというふうなことで、組合が幾ら持つとんというて聞いたら、そりゃ組合のことじゃけんというふうなことで、もう担当課長もそげなことで右往左往されて、保留地の交換のこともはっきりしたことも次から次に、その図面出されて、あの状況見よつたら、大体町は毎年毎年チェックしよんなつたっちゃろうかと思わんでも、わからんようなことじゃなかつたらうか。そして、あたかも全員協議会へ最終的にもう、ここまで来とるから何とか理解してくださいよというようなことを言われたけど、僕たちは私は第2委員会でいろいろ調査する中で、組合のことは何ひとつ聞いた覚えは何もないです。ただ、お金取る立場としては、チェックせないかんというその規則にも載つとると、けど報告は、ありよります、ありよりますと言われたっちゃね、最終的にこういうふうなことをやられて、皆さんが、あつ、そりゃ早う解決せないかんなつて、そういうふうなことじゃなかつたらうかと思つて私は捉えながら、大事なことは、町長がもう少し僕は現実の状況をもう少し早めるというか、こういうふうなことですから、今のようなことで解決していかないかんというふうなところが、もう少しあらわしてほしかつたなというふうな気でおるとですけどね。それじゃけん、その1億円は、今回返す部分の予算でも

よかったっちゃんないかな、半分、そして最終的に30年3月、私そんなことでなしかいなどと、なかなか踏ん切りがつけらんけん、今におけるもんやけん、これはちょっと町長には伝えたい。言わないかんめと思って、その1点はあります。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員、質疑のどこを聞きたいかをちょっと明確にお願いしたいと思います。

○5番（阿部賢一君） それで、もう予算を1億円上げておらっしゃる部分が、私は返す部分の今の状況を僕ははっきりしたいなと思って、はっきり聞かせてほしいなと思って、組合の状況を。この間も聞きましたけど、その1億円というのは返還せないかん時期は間近に来とるもんですから、その分の予算上げておられた部分は5,000万円だよかったっちゃんかろうかと思えます。その件。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 平成30年3月までに1億円を返さないかんわけですね。それはもう契約してるから、きちっとそういう事実はあるんですよ。あるから予算には上げとかないかん。上げないほうがおかしいんですよ。じゃ、5,000万円だけ予算上げとっていいの。1億円あるのに何で5,000万円かって。予算というのは、もうあらかじめ、その年度内に支出が見込まれる、収入が見込まれる分については当然上げとかないかんのが予算ですよ、あくまでも予算ですから。阿部議員がおっしゃっているように現実はまだ5,000万円しか入ってこんちゃんない。そりゃ前半はそうかもしれません。だけど、それを5,000万円、5,000万円上げるのは、これは予算の組み方としてはおかしい、逆に言うと、もう確定してるわけですから、契約で、組合との。平成29年度、来年の3月30日までには返していただきますよという約束をしてるわけですから、債権者としては当然、町はその予定で歳入、組まないといけないわけですからね。それがあるだけに組合は絶対に返さないかんということなんですよ。だから、予算はそういう形で1億円上げさせてもらっています。チェック、チェックということをおっしゃいますけど、貸付金の契約してるときに、この貸付金については、この土地を処分することによって保留地を処分することによって返すということになってるわけだから、それはきちっと毎年組合が処分できた土地というのは報告も受けてるし、組合もきちっと報告してるわけですよ。何もチェックしてないとかというのが私はわかりませんが、組合が幾ら持ってるかということは、その貸付金には何の関係もないわけですね。事業を遂行する上で組合は当然貸付金の土地を売った中で貸付金のお金も持ってるだろうし、保留地の分については貸付金のために使わない土地のお金については、これはそこでプールしとかないかん、そういう形で来てるわけですから、私たちがチェックしなきゃいかんのは貸付金を1億円きちっと返してもらわないか

んですよということで、組合とずっとしていく中で、なかなか保留地が処分できないから仮換地の見直しをお願いしたいということで、町と組合の保留地との要するに入れかえるような仮換地案を何とか今までして、それを第2委員会のほうに御説明してきたわけです。あのときに御説明しましたように組合の事業というのは、もう国、県の補助金、それから町、このお金と組合がみんなで減歩して土地を出した、減歩の中から一部は道路とか公園に使いますけど、もう一つは組合の地権者が出した、減歩の中のもう一部はそういう事業費に充てるわけですから、一つは道路とか公園なんです、もう一つは借入金の返済に充てる。だから、この借入金の返済の部分が、今、その土地を売らんことには完了せんわけですよ。そのために第2委員会に再三お願いしてきたのは、町の土地と組合の保留地を対象として見直しを何とか今までお願いしてきたわけですから。だから、今議員がおっしゃるように予算面については1億円を上げたことについては、何ら予算、制度上は問題ないと思っています。むしろ上げなくちゃいけない私は予算だったと思っています。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） それで、今上げなければいけないということの意味もありましょうけど、私はこの第2委員会でいろいろ説明聞きよる中で、入り込んだらいかんというようなことで思いよりますけど、組合のことは、そりゃ当然のことじゃろうと思いますけど、見えてくるのは組合員さんが努力されよる分は何ひとつ自分たちのほうには入ってこんどすよね。ただ、町の担当から説明受けてこげえなりよる、あげえなりよるというようなことぐらいしかわからん。その状況の中で結局保留地を交換して精算せないかんと言いながら、もう一遍こういうようなこともありましたね。もう町有地がもう土地、組合の看板が出て売るような状態で看板が立っった部分がありました。そのときに、その地域の人から言われて、あんたたち、ちゃんとチェックせないかんよというふうなことまで言われた人からも私は聞きました、そういうふうなこと。そりゃ町有地ですから、全くそういうふうなことは、しちやいかんというふうなことじゃなかったかなあと。そやけん、私は。

○議長（木下康一君） ちょっとこの案件では質疑でございますので、ちょっと外れていると思いますので、どういうところをお聞きしたいかというこの29年度の一般会計予算の中での質疑ということで、その関連で質問していただきたいと思います。

○5番（阿部賢一君） 私は要は組合の今後、やっぱ組合の努力というのは、そういうふうなことで第2委員会でも説明受けてきとるもんですから、組合の努力も追求してもらわないかんちゃんかろうかということを考えています。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 努力をどう追求するのかちょっとあれなんですけど、組合は組合で、

要はもう今問題なのは保留地が売れないわけです。だから、売る努力は、もう十分私はしてあると思います。それを追求したって、これは売り手と買い手の問題だから、そういう意味で看板を立てたり広告を出したり、いろいろ駆使されてるんですよ。だから、それを追求というのは、どういうことなんかちょっとあれなんですけど、だからおっしゃりたいのは保留地が売れんなら自分たちの土地を出してでもということなのかどうか。だけど、一応これは事業として、まずやっていくのはお互いの地権者の中で一旦仮換地をしているわけですから、それで町も協力できるところは協力して行って全体の利益を考えて進めるべきだということをお願い申し上げたと思います。それでも最終的には、今最終案で出してる分で全部が売れるという約束は、まだ全部とってるわけじゃないです。それはもうぜひ組合の理事さんで責任を持って解決をしてください、それはもう強く町としてもお願いしてますので、何か工事をできてないとか、そういうことの問題なら、何か組合のミスによってできてないのであれば、いろいろ町も中に入っていきますけど、今は土地をいかにして売るかということだけが残ってるわけですから、あとそれを全部売らないと残りの工事もできないわけですから、これはまず土地を売ること町もいろいろつてがあれば情報を流したいし、組合としても真剣に今取り組んでいただいていると思いますので、全体協議会の中で申し上げましたように、これをもって組合が責任を持ってやりますよということでございますので、それでぜひ御理解いただきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第19号平成29年度久山町一般会計に対して反対討論を行います。

2017年度の地方財政計画が2月7日に閣議決定されました。政府予算一般会計の総額は前年度当初比の0.8%増の97兆4,547億円で、当初予算としては5年連続で過去最悪となっております。アベノミクスそれ自体が非常に行き詰まっております、破綻してきたことは明らかであります。1つにはトリクルダウン政策の破綻、2つ目には消費税増税の破綻、安倍首相は影響は一時的として消費税率を8%へ増税強行しましたが、増税実施から2年が経過しても深刻な消費の落ち込みが続いており、消費税率の10%への引き上げを2019年、平成31年10月まで延期せざるを得ないほど行き詰まっております。3つ目には異次元金融

緩和路線の破綻、そして同時にこの2つ目に入りますが防衛費の関係費が何と5年連続で増加し5兆1,151億円となっております。3つ目には暮らしの予算は削減、社会保障費は自然増を1,400億円も削減、等々政府が掲げる財政健全化等の展望も見えなくなってきており、さらに深刻さを増しております。また、地方自治体での歳出抑制を継続し、地方交付税制度の改変、自治体の格差を是正し、全ての自治体が標準的な行政サービスを行うことが可能とする制度、それを自治体の取り組みによる成果という成績で交付税を決めるなど、制度の精神に逆行するものだと思います。既に日本共産党は暮らしも経済も破壊する消費税増税ではなく社会保障の充実、財政危機打開の提言を発表しております。こんなときだからこそ地方自治体の役割は大切であり、住民本位の町政を、財政をしっかりと確立していくことが強く求められております。こうした中から本町の29年度一般会計予算を見ましても、国の予算に忠実に沿った予算内容になっているというふうに考えられます。平成29年度は久山町一般会計予算の歳入、諸収入として先ほどから議論されてます1億円が計上されております。この点については3月3日の一般質問でも町長に尋ねました。このいわゆる久山町上久原地区画整理組合の貸付金返還期日は平成29年9月20日と平成30年3月20日であり、いずれも国と町への返還は2分の1ずつとなっております。今、急がなければならないのは12月議会でも申しましたように、また委員会でも申しましたように、町は組合経営の状況を正確に把握し、あらゆる手を尽くして保留地、付け保留地の迅速な処分が最大の課題。ですから、同時に組合理事の方たちが貸付金、貸付規則を確実に履行されるように、しっかりとした指導、助言をするべきだと指摘してきたのであります。しかし、3月9日の町長、課長、課長補佐も入った全員協議会の説明では、これが最終案だという、何とかここで了解いただきたいというふうに町長言われましたけども、区画整理事業、町有地所在・住この関係ですね、こうした図面等あたりを示しておられましたけども、昨年6月10日現在はこうした紫色がついとったんですね。ところが、いつの間にか本年2月17日には黄色で示された保留地になっておりました。組合保留地と町の保留地のどこどこを入れかえたのかと尋ねても、明らかにならなかったというふうに考えます。旧茨木圓治さん宅跡地の土地の関係で言われましたけども、町長は組合のオミットだったと、組合が余り焦り過ぎて看板を立てたんだと、それは撤回しますということに言われたんですが、町長は町民の共有財産を入れかえるつもりだったら、もっと説明責任を果たすべきであります。

4つ目には、町総合運動公園施設整備工事が1億300万円が計上されておりますが、委員会説明では平成37年度までは現在の補助金があるわけです。その後は別の補助金を探さなければならないということを説明されました。万が一補助金が見つかなかつたら町の一般

財源から投じることになりかねません。先行き不透明な大型開発、これは当然見直しを図ったり、今度町総合運動公園その事業そのものを見直すべきじゃないかというふうに考えます。

5つ目には観光交流センター道の駅・食のひろば事業計画は昨年断念となりました。観光交流センター予定地として先行取得している土地5,040平方メートルの土地は今現在も活用が決まっておりません。これも町民が納得できるような有効活用を図るべきであります。平成30年には統合幼稚園の開園あるいはまた中学校給食の実現、両小学校のプール改修工事等あたりが控えている等々がありますが、そうした29年度の町一般会計歳入歳出予算内容を見て民生費あるいはまた衛生費、農林水産業費、総務費、土木費、教育費などのこの款項目を詳細に見て賛成できるものもありますけども総合的に見て賛成できない点が多く見られます。ですから、以上述べて反対討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第19号平成29年度久山町一般会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第20号 平成29年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第21、議案第20号平成29年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第20号平成29年度久山町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第21号 平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第22、議案第21号平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第21号平成29年度久山町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第22号 平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第23、議案第22号平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第22号平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第23号 平成29年度久山町下水道事業特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第24、議案第23号平成29年度久山町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第23号平成29年度久山町下水道事業特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第24号 平成29年度久山町水道事業会計予算

○議長（木下康一君） 日程第25、議案第24号平成29年度久山町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第24号平成29年度久山町水道事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第25号 指定管理者の指定について

○議長（木下康一君） 日程第26、議案第25号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第25号指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第26号 指定管理者の指定について

○議長（木下康一君） 日程第27、議案第26号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第26号指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（木下康一君） 日程第28、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち久山町議会会議規則第75条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長（木下康一君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によりお手元に配りました本会議の会期の日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回久山町議会3月定例会を閉会します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 平成29年3月定例会 —

閉会 午前11時06分